

一部事務組合等の取扱いについて（協定項目 1 3）

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する一部事務組合等
 - (1) 弘前地区環境整備事務組合
 - (2) 青森県交通災害共済組合
 - (3) 弘前地区消防事務組合
 - (4) 津軽広域水道企業団
 - (5) 青森県市長会館管理組合
 - (6) 津軽広域連合
 - (7) 青森県中弘南黒地方視聴覚教育協議会
 - (8) 弘前地区交通安全対策会議
- 2 合併の日の前日をもって脱退する一部事務組合
 - (1) 青森県消防補償等組合
 - (2) 青森県市町村税滞納整理組合
 - (3) 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合
 - (4) 青森県自治会館管理組合
 - (5) 青森県市町村職員退職手当組合
- 3 合併の日の前日をもって解散する一部事務組合
 - (1) 中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合

平成 1 7 年 1 月 1 6 日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

3市町村が関係する一部事務組合等について

平成17年1月1日現在

1 合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する一部事務組合等

名 称	構 成 市 町 村	共同処理事務の内容等
弘前地区環境整備事務組合	弘前市、大鰐町、平賀町、藤崎町、板柳町、 岩木町 、 相馬村 、西目屋村、碓ヶ関村	・し尿処理施設及びごみ処理施設の設置並びに事務の共同処理
青森県交通災害共済組合	県内65市町村	・組織団体の交通災害共済に関する事務を共同で処理する
弘前地区消防事務組合	弘前市、 岩木町 、 相馬村 、西目屋村、大鰐町、藤崎町、常盤村、碓ヶ関村	・消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務
津軽広域水道企業団	弘前市、黒石市、五所川原市、木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村、藤崎町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、鶴田町、市浦村	・水道用水供給事業の経営に関する事務 （該当市町村：弘前市、黒石市、五所川原市、藤崎町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、鶴田町） ・水道事業の経営に関する事務 （該当市町村：木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村、市浦村） ・水道用水供給事業の経営に関する事務～津軽事業部 ・水道事業の経営に関する事務及び津軽ダムに係る水道用水供給事業の経営に関する事務～西北事業部
青森県市長会館管理組合	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	・青森県共同ビルの区分所有、管理及び経費負担に関する事務
津軽広域連合	弘前市、黒石市、 岩木町 、 相馬村 、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、浪岡町、板柳町	・津軽広域市町村圏計画、ふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施、連絡調整に関する事務 ・介護保険に係る介護認定審査会の設置及び運営に関すること
青森県中弘南黒地方視聴覚教育協議会	弘前市、黒石市、 岩木町 、 相馬村 、西目屋村、藤崎町、大鰐町、平賀町、尾上町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、浪岡町	・地域の特性に即応した有機的な連携と合理的な経営によって視聴覚教材等を充実し、地域の教育の振興を図り住民の生活文化水準を高めるため、共同で行う施設、購入、保管、利用、研究等に関して共同して管理・執行すること
弘前地区交通安全対策会議	弘前市、浪岡町、大鰐町、 岩木町 、藤崎町、常盤村、西目屋村、碓ヶ関村、 相馬村	・関係市町村の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること ・関係市町村の陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること

2 合併の日の前日をもって脱退する一部事務組合

名 称	構 成 市 町 村	共同処理事務の内容等
青森県消防補償等組合	岩木町、相馬村、外5市55町村10事務組合	<ul style="list-style-type: none"> 消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害の補償 消防法第36条の3の規定による消防作業に従事したる者又は救急業務に協力したるものに対する損害の補償 災害対策基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事したるものに対する損害の補償 水防法第34条の規定により水防に従事した者に係る損害補償 消防職員及び消防団員に係る賞じゅつ金の支給 消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給
青森県市町村税滞納整理組合	県内57町村	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第1条第1項第14号に規定する地方公共団体の徴収金並びに農業災害補償法第87条の2第3項及び第8項の規定に基づき徴収する共済掛金等及び延滞金につき、督促状に定める期限内に納付又は納入しない者について、町村長の通知に基づき滞納処分を実施すること 前号の滞納処分に係る徴収金を当該町村に還付すること その他納税の普及徹底等に関する事項
青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合	岩木町、相馬村、弘前地区環境整備事務組合、中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合、津軽広域連合、外5市55町村39事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づく組合及び組合市町村等の議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
青森県自治会館管理組合	県内57町村	<ul style="list-style-type: none"> 青森県自治会館の設置、管理及び運営に関する事務
青森県市町村職員退職手当組合	岩木町、相馬村、外5市55町村36事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> 組合市町村職員の退職手当に関すること コミュニティの振興を目的とする財団法人の設立に関すること

3 合併の日の前日をもって解散する一部事務組合

名 称	構 成 市 町 村	共同処理事務の内容等
中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合	岩木町、相馬村、西目屋村	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集業務及び不燃物等ごみ埋め立て処分地の整備及び管理に関する事務